

八代市商品開発・販路拡大事業補助金

八代市に住所を有する者又は本店、事務所、加工所若しくは販売店のいずれかを市内に有する者が、本市の豊富な農林水産物を活かした八代産品商品開発若しくは商品改良又は販路拡大に取り組む場合に、その経費の一部を補助する「八代市商品開発・販路拡大事業補助金」を創設しました！

補助対象者

次の要件の全てを満たす者

- (1) 八代産品商品開発・販路拡大計画認定制度実施要領（令和7年6月23日農林水産部長専決）に基づく八代産品商品開発・販路拡大計画の認定を受けている者であること
- (2) 市税の滞納がないこと

補助対象事業・補助金の額

- (1) 新商品開発事業 補助対象経費の 1/2 以内 上限額：15 万円
- (2) 商品改良事業 補助対象経費の 1/3 以内 上限額：10 万円
- (3) 国内における販路拡大事業 補助対象経費の 1/2 以内 上限額：10 万円
- (4) 海外における販路拡大事業 補助対象経費の 1/2 以内 上限額：20 万円
- (5) EC 等デジタル市場を活用した販路拡大事業 補助対象経費の 1/2 以内 上限額：5 万円

※補助金の交付回数は（1）～（5）に掲げる事業毎に 1 回。

ただし、（1）～（2）の事業並びに（3）～（4）は重複申請ができません。

補助対象経費

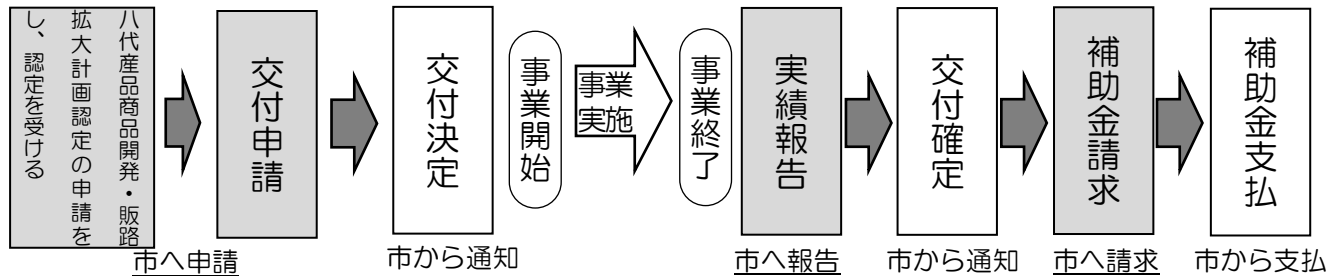
補助対象事業	補助対象経費	
(1) 新商品開発事業	原材料費	商品の試作に係る原材料費
	分析費	商品の成分分析や各種検査に要する費用
(2) 商品改良事業	委託費	補助対象事業を実施するに当たり、補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託して行わせるために必要な経費
	機器購入費（消耗品及び備品を含む。）	商品の開発に当たり必要な機器の購入費
	その他市長が必要と認める経費	
(3) 国内における販路拡大事業	出展料	展示会等への出展及び商談会への参加に要する経費
	会場使用料	イベント等を開催するための会場使用料
	展示装飾費	小間内の装飾費、展示に必要な資材費（ポスター・パネル作成）、備品・機器等のリース費用等
(4) 海外における販路拡大事業	輸送費	展示品や展示用資材、配布するパンフレット等の運搬委託費
	広告物製作費	商談会、展示会、物産展等の会場において配布するための会社案内、商品カタログ、パンフレット等の製作費
(5) EC 等デジタル市場を活用した販路拡大事業	通訳費	商談会、展示会、物産展等に係る通訳に要する経費
	旅費	商談会、展示会、物産展等の開催、出展等に係る旅費
	委託費	補助対象事業を実施するに当たり、補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託して行わせるために必要な経費
	サンプル費	商談会、展示会、物産展等の開催、出展等で試食及び展示等で商品を使用するために必要な経費
	その他市長が必要と認める経費	

その他

- ・国・県の補助制度その他の補助制度で補助を受ける事業（予定含む）は対象外です。
- ・交付決定より前に支出したものは対象となりません。
- ・予算内での交付となりますので、予算額に達した場合は、交付できない可能性があります。

<事業の流れ>

※ は事業者が提出するもの



○提出書類一覧

交付申請

【提出する書類】

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 交付申請書 | ☐ 事業計画書 |
| ☐ 収支予算書 | ☐ 見積書の写し |

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

実績報告

【提出する書類】

- | | |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 事業完了報告書 | ☐ 事業実績書 |
| ☐ 収支決算書 | ☐ 収支を証明する書類 |

補助金の請求

【提出する書類】

- ☐ 補助金請求書



八代商品開発・販路拡大事業
補助金はこちらから



八代産品商品開発・販路拡大
計画認定制度はこちらから

【お問合せ先】

八代市フードバレー推進課

TEL：0965-33-8780